

第 1 1 回 王寺町総合計画審議会	
日 時	平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0
場 所	王寺町やわらぎ会館 3 階 小会議室 2
出席者	委 員 鎌倉委員、北村委員、中川委員、直田委員、池内委員、井村委員、川辺委員、高島委員、 仁井委員、西谷委員、福井委員、藤岡委員、藤崎委員、若林委員、松井委員 事務局 王寺町…和田総務部長、幸田総務部参事、稲葉総合戦略係長、原田総合戦略係主事、榊井総合戦略係主事 ランドブレイン株式会社…甲斐
次 第	1. 町長挨拶 2. 開会 3. 基本計画案に対する主なご指摘事項と修正箇所 4. 生涯学習施策 5. 総合計画策定に向けたスケジュール (案) 6. 閉会
1. 町長挨拶	<p>事 務 局： 本日は年末のご多忙の折に、第 1 1 回王寺町総合計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本年最後の審議会と言うことで、お集まりいただきました。今年は基本計画の審議ということで、今回で 4 回目となります。審議に入ります前に、冒頭お時間を頂戴し、平井町長から一言ご挨拶がございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>町 長： みなさんこんにちは。年末のお忙しい中、第 4 回目の総合計画審議会に全員お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>先ほど、会長ともお話をさせていただいたのですが、平成 2 5 年の年末に皆様方に初めてお集まりいただいてから、約 5 年も過ぎてしまいました。</p> <p>途中、地方創生関連の総合戦略、人口ビジョンの作成がありましたので、中断しておりました。その後、総合戦略をベースに再開する予定だったのですが、当時「奈良モデル」の推進ということで、県と市町村が協定を結んで、まちづくりを進めるということがありました。王寺町も平成 2 8 年に王寺駅を地域の拠点として再整備するというまちづくり連携協定を締結させていただき、その構想を進める中で、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」などの都市計画系の計画作成を優先していたため、今年度まで過ぎてしまいました。</p> <p>今回の総合計画にもそういった議論の成果を反映させていただきながら、大きな形を作っていたのかなと思っております。</p> <p>今後パブリックコメント等の必要な手続きをふまえたうえで、なんとか年度内に住民の方にお示しできるかなと考えております。また、将来的に基本となる計画ですので、この計画をベースに、今後の王寺のまちづくりにぜひ生かしていきたいと思っております。</p> <p>フォローアップの面でも、皆様のお知恵をお借りしたいと思っております。</p> <p>引き続きのご支援をお願いしまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。</p>

2. 開会

事務局： なお、町長はここで退席させていただきます。

それでは、本日の会議ですが、委員皆様15名の全員が出席ということで、王寺町総合計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立しますことをまずご報告いたします。

これまで全3回、基本計画案について審議していただきました。さまざまなご意見、ご指摘をいただき、その修正作業ということで、会長にもご相談させていただきました。そのため、当初お示したスケジュールから、審議会が約2カ月遅れとなっております。

本日は、これまでの審議会の中での基本計画案に対するご指摘と、それに対する主な修正箇所を説明させていただきます。その点について改めてご意見をいただき、基本計画案を固めて参りたいと考えております。

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をいただき、その後の進行をよろしく申し上げます。

会長： 改めまして、みなさんこんにちは。本日も全員のご出席ということで、大変ありがたく存じます。

今まで真剣なご議論を重ねていただいたおかげで、施策のほとんどに目に行き届く修正が施されたかなと考えております。今日は何点か積み残した物がありますので、それらをご点検いただき、成案とするべく議事を進めていきたいと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。

簡潔ではございますが、今日一日よろしく申し上げます。

3. 基本計画案に対する主なご指摘事項と修正箇所

事務局： 説明に入らせていただきます前に、全体的な修正事項についてご説明させていただきます。

まず、資料2. 基本計画案の各シートですが、例として【施策1】参画・協働をご覧ください。シートの最後に「役割分担」というところがあります。

こちらは以前の基本計画案におきましては「協働の考え方」という項目でした。また、区分につきましても「住民の役割」と「地域、団体、事業者の役割」と2つで整理しておりましたが、今回「住民の役割」、「地域の役割」「団体、事業者の役割」と3分割としております。

この項目につきましても、これまでの記載内容が必ずしも「協働」の視点のものばかりでないこと、また「地域の役割」については、自治会のほか、今後重要となってくる「地域自治協議会」レベルの組織が主体的に果たしていく役割を記載する必要がある点等、会長からアドバイスいただきまして、区分を変更させていただいております。

次に、複数の施策に重複して記載のある取組につきましても、整理が必要ではないかというご指摘をいただいております。複数の施策に記載が必要な取組につきましても、後から記載のものに【再掲】と表記するようにしております。例として、【施策18】消防・救急体制の「行政の主な取組」の「休日夜間救急医療体制の確保」のところに【施策7再掲】と表示させていただいております。

そして、本日お手元にお配りしております資料5 委員ご質問事項 につきましても、これまでの審議会におきまして質問をいただいた事項と回答となっております。お答えが遅くなり申し訳ございませんが、こちらにつきましても、またご覧いただけたらと存じます。

3. 基本計画案に対する主なご指摘事項と修正箇所 事務局説明（施策1～15）

会長： 施策15までのところで何かご意見、ご質問はございますか。

皆様方からこれまでいただいたご意見に対して修正をしております。作業については当方も立ち会

っております。

委員： 修正箇所以外のところになるのですが、【施策3】人権の行政の主な取組、「人権学習懇談会の開催」のところなのですが、「実施します」ということで、町が直接開催するような感じになっていますが、人権教育推進協議会が主催ですので、人権教育推進協議会が主催という言葉を入れておいたほうが良いと思います。

会長： 行政の主な取組のところに「人権教育推進協議会が主催する人権学習懇談会を支援します」と入れたらよいですかね。

事務局： そのように変更させていただきます。

3. 基本計画案に対する主なご指摘事項と修正箇所 事務局説明（施策16～30、32～33、36～38）

委員： 【施策32】青少年健全育成の行政の主な取組「子ども体験活動の機会の充実」のところで、「子ども会が実施する体験活動を引き続き支援します」とあるが、この施策で児童文化協会のことがふれられていません。児童文化協会にがんばっていただいている部分も多いので、児童文化協会への支援というのを付け加えていただけたらと思います。

事務局： 担当課と協議しまして、入れる方向で検討したいと思います。

委員： もう1点、【施策29】就学前教育の役割分担「団体・事業者の役割」に「子育てと両立しやすい環境を整えます。」とありますが、【施策27】子育て支援の役割分担のところにも加えたらよいと思います。こちらの方こそ重要だと思いますので。

事務局： 【施策27】子育て支援のところにも加えさせていただくよう、検討します。

委員： 【施策34】成果指標「ムジークフェストなら in 王寺への来場者数」について、どの数値を使っておられますか。

事務局： 後ほど生涯学習施策のところで説明をさせていただこうと思っておりましたが、こちらの方は「ムジークフェストなら」の開催期間が3週間あるのですが、王寺町での観覧可能な数を担当課が把握しており、その数が750人なので、それを目指すということになっています。

委員： リーバーで開催している「歌声フェスト」もムジークフェストの一貫としてやっているもので、この来場者数も入ると思うが、「歌声フェスト」で320～330人の来場者があるので、駅前や達磨寺のコンサートの人数を加えると、この実績値はおかしいのではないかなと思います。

あと、【施策32】成果指標「青少年リーダーの登録者数」について、平成30年の実績値が0となっていますが、子ども会やボーイスカウト、スポーツ少年団のリーダーは今でも何名かいるので、0というのはいかがかと思う。登録者数の考え方はどのようなものなのか、この指標はどういうリーダーを指しているのか疑問があります。

会長： 来場者数に関しては、事務局ではわからないと思うので、担当課から回答をもらってください。青少年リーダーについての考え方は今わかりますか。

事務局： 来場者数については担当課に確認します。もし、入れるのであれば、数字を変更させていただきます。リーダーについては今後、中高生を対象としたジュニアリーダー養成研修会の開催に取り組んでいくなかで、その研修会を受講し、登録いただいた方を指標としています。現在いるリーダーはこの登録者数の考えには入っていないことになっております。

会長： つまり、青少年リーダーというのは、2018年から始まっているけど、制度としてはなかった。し

かし、子ども会等にすでに青少年リーダーはいるということですね。

この制度等の説明が必要だと思うので、担当課と相談して追記をお願いします。

事務局： 担当課と調整させていただきます。

4. 生涯学習施策 事務局説明（施策31、34、37）

委員： 【施策22】障害者福祉のところには、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」のことが明記されているのですが、【施策34】文化・芸術活動のところには書かれていないので、書き添えておく必要があるのではないかと思います。

会長： 【施策34】文化・芸術活動の「現状と課題」「文化芸術施策の指針づくり」の「文化芸術振興基本法」の書きぶりのところに2つ足しましょう。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」と、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されたことを追記したほうが良いと思います。

会長： この3施策を書き直した趣旨は、いくつかみなさんのお気づきの点も加味しています。一つは「スポーツ・レクリエーション」について、トップアスリートを育成するという記載があったものについて、健康スポーツや福祉スポーツに注力すべきという議論があったかと思っています。それと同じように芸術文化についてもトップアーティストの育成みたいな事を言っている自治体もまだいくつかありますが、それは地方公共団体の仕事ではない、という話です。国がやるにしてそれなりの選考基準があるだろうし。自治体がやるなら障害者や児童に対する芸術供給とか、暇のない人への機会供給とか福祉的芸術供給をもっと意識してもらいたい。スポーツも文化芸術も一緒です。みんなが触れられる、参加できる環境づくりをやっていただきたい、ということです。

委員： スポーツに関連する身近なことで、子どもの遊ぶ場所があるのかな、と感じています。児童公園といえますか、子どもの遊び場のことについて記載できないかと思っています。

会長： 面的なことと言いますと児童遊園という趣旨を入れられるかどうか。あとは、公共施設が子どもの集まる場所になるような誘導策はとれないかということです。提案です。【施策32】青少年健全育成の「行政の主な取組」「社会体験活動の推進」の中に「子どもの居場所づくり」のような項目はつくれないでしょうか。「子ども体験活動」ではなくてももう一つ項目を起こしてもらった方が良い。パッシブな経験、ぼんやり居られる居場所、そこに居たら安心できる場所を設ける「子どもの居場所づくりの政策を追求します」という記載を担当課と協議してください。

委員： 何もやらなくても居られる児童館みたいな場所があり、そこに指導員がいて一緒に遊んでもらえる環境があれば良いと思う。

会長： 王寺町は児童館を持っていますか。

事務局： 持っていません。

委員： 目標に掲げてもいいような気はします。

会長： 「子どもの居場所づくりを迫ります」などを入れておいてもらって、審議会からの提案として、そういった政策を追求すべきだという指示が出ているので、児童遊園等があればそれを使った子どもが遊べる様なプログラムを展開してもらえないか。ただ場所があるだけではなく、その場所でリーダーがいて子どもを集めてくれるような仕組み等考えてみてください。

事務局： 「子どもの居場所づくり」ということで担当課と表現を検討させていただきます。

会長： 少し話は変わるが、今全国の公立の文化ホール、文化センターは学校に行くのが嫌になった小・中学

生向けに「遊びにおいで」というメッセージを積極的に出していて、そこに来た子ども達を社会的にチャレンジさせるプログラムを提供している。演劇体験や楽器を弾けるようになることで自信をつけさせるようなプログラムです。教育機関としても文化ホールは役立ちますよという時代になっています。こういった背景を芸術文化や生涯学習に記載しておいてもよいのではないかと思います。手を差し伸べあって繋がっていくというような。青少年健全育成には「子どもの居場所づくり」というのは課題として出した方が良くと思います。

委員： 「子どもの居場所づくり」として学童保育は必要な要素であると思うが、どこかに記載されていますか。

事務局： 【施策26】保育環境に記載があります。

委員： 泉の広場が今度多目的公園のような形になると思うが、きちんとした計画ができていると思うのですが、どのように活用していくのかまだわかりませんか。かなりスペースがあると思うが、今の「子どもの居場所づくり」に活用できないでしょうか。

委員： 子どもの居場所づくりとは少しニュアンスが違うと思います。

委員： 遊具等を置くスペースは無いと思います。芝生とかそういったものだと思います。

委員： 【施策26】保育環境や【施策27】子育て支援に関して、「児童福祉」という大きい施策が抜けていると思います。「高齢者福祉」と「障害者福祉」はあり、また確かに「地域福祉」の中には出てきているが、福祉というのは基本的には3つある中で、児童福祉の項目が飛んでいると思う。「児童福祉」という大枠を考えるべきではないかなと思います。「地域福祉」に入っているのかもしれないですが、「高齢者福祉」と「障害者福祉」はあるが、「児童福祉」がないのは違和感があります。

会長： むしろ児童福祉は溶け込んでいる。1つの章では溢れてしまうので、いくつか細かく章を分けています。児童福祉の概念が消えているわけではありません。

少し話を戻して、「子どもの居場所づくり」に関してですが、【施策27】子育て支援のところで「子どもの居場所づくり」と言っているが、この学童保育は、小学生までの子どもです。一方、【施策32】青少年健全育成では18歳未満だと思います。中学生・高校生も含めた居場所や低学年の子どもと一緒にやってやるような広い意味での子どもが一緒になって遊べるような居場所と言う概念でもう少し付け加えてもらいたいと思います。【施策27】子育て支援のところで記載の「居場所」は学童保育のことなんです。

事務局： はい。

会長： 学童保育のことを「子どもの居場所」と言わない方が良くもしいかな。狭いカテゴリーになってしまう。「子どもの居場所」はもっと広いでしょう。青少年のところで広い意味での子ども青少年の居場所を政策的に追求することを入れてもらえますか。場をどういう風に求めていくかということ、児童遊園も使う、各種公共施設も全て居場所づくりの場所として使う、という発想をしてください。鎌倉の図書館は学校に行くのが嫌になった子はうちにいらっしやいとメッセージを送った例があるが、僕はそれでも良いと思う。図書館で自信を取り戻せるような施策をもっと積極的にうったらどうでしょうか。児童館がないから各センターで。それをアピールしたら良いと思う。

委員： 【施策1】参画・協働のところで、まちづくりにおいて若者の力の活用することを入れてほしいと思います。

あと【施策3】人権について。あいさつプラスわん運動については、【施策19】防犯・交通安全、【施策30】学校教育、【施策32】青少年健全育成のところに出ています。大人の挨拶ということを考えて人権にも必要なのかなと思います。挨拶は人と人のつながりや出発点でもあるので、人権の中に入れてみてはどうでしょうか。

会長： あいさつプラスわん運動はどの施策に書かれていますか。

委員： 【施策19、30、32】の3箇所に出ています。いずれも子どもに対する事柄として出ていますが、大人も挨拶はすごく大事ですので、そういったところで人権にもと思います。

あと【施策6】行政経営で、各自治会の自治会館の活用の啓蒙も必要なのかなということが気になりました。

それから【施策23】健康づくりで、たばこに関してですが、団体、事業者の取り組みの欄で「分煙化を進めます」という記載をしてほしいなと思いました。

委員： そこまで記載する必要はないと思うのですが。

会長： 分煙の件は検討ということにします。

委員： 【施策20】高齢者福祉「役割分担」「団体、事業者の役割」で高齢者を積極的に雇用することを記載してはどうでしょうか。

会長： ご提案を確認したいと思います。【施策1】参画・協働における「若者の力の活用」について、「現状と課題」「地域コミュニティの活性化」のところに「女性や若者、高齢者の力を引き出し」という記述を入れてみてはいかがでしょうか。また、挨拶の運動について、「あいさつプラスわん」というキャッチコピーがついているのならば、「地域コミュニティの活性化」に入れておいたほうが良いのかもしれない。【施策1】参画・協働に入れたほうがいいですね。

障害者の雇用に関しては法改正の予定で、まだ改正されていないので、それを見越した呼びかけになるかと思います。【施策36】産業・雇用の「行政の主な取組」に新しくもう一つ項目を起こして、「高齢者、障害者を含めた多様な働き方の促進の提案、奨励、推進」を追記してはいかがでしょうか。「団体、事業者の役割」箇所には「女性、高齢者、障害者の多様な就労機会を提供します」というカテゴリーを追加してはいかがでしょうか。

事務局： はい。

会長： 他に何かご意見ございますか。

委員： 【施策20】高齢者福祉で、前回の審議会にも出ていたと思いますが、健康寿命をどれだけ伸ばしているかどうかという点で、たとえば見回りネットワークの参加者がどれだけ増えたか、サロンの設置の状況やサロンの参加者の増加、高齢者の住宅の改良状況をどういうふうに改善していくかという点を指標にすべきかという議論が出ていたと思うのですが、この資料では前回と変わっていないように思います。むしろ健康寿命の点でしたら、【施策23】健康づくりの中で健康寿命の期間をどれだけ延ばしていけるようにするか、1位が良いとかいう順位付けは結果論であり、健康寿命をいかに伸ばしていくのかについて、指標の見方が前回と変わっていないのです。

会長： 修正箇所一覧に記載されていない点については、いかがでしょうか。

事務局： 確かに修正すべきと指摘がありましたが、町として取り組んでいるところです。引き続き継続採用ということで記載しております。順位につきましては1位になることは確かに結果ということではあり

ますが、自体が奈良県の健康寿命がどうかわからない限りなんともいえないというご指摘が以前ありましたので、それにつきましては指標一覧の高齢者福祉の箇所での奈良県の現状地としての全国順位と併せて表記させていただきまして、引き続き奈良県1位を目指すことにしています。サロンの箇所数につきましては【施策24】地域福祉で成果指標として入れております。

会 長： 他にご意見はありますか。では一旦議論は終了とします。より精密に見ていただき、煮詰まってきたと思いますが更に微調整をしたいと思っております。ここで今後のスケジュールを確認します。また、基本構想の箇所で文言をこのようにしてはどうかというご提案があったと聞いています。その点についてお願いします。

事 務 局： 資料1基本構想につきましては事前に配布させていただきました。こちらについて、細部の言い回しについて事務局にご意見を頂いております。文中の言い回しについては会長、副会長と相談の上、反映させていただけたらと考えておりますが、文中の言い回し以外に関して、委員より「まちの将来像」についてご提案がありましたので、資料を配布させていただきます。委員より一言お願いします。

委 員： 改めて基本構想を読ませていただいて、耳障りというか、このように修正したほうが語呂がいいのではと考えただけですので、読んでいただければと思います。

会 長： これについては議決もされていませんので修正は可能です。語呂を修正ということでご異議ありますか。

一 同： 異議なし。

委 員： それと、地域コミュニティの醸成について、「伝統文化を支える大きな単位での地域コミュニティ」とありますが、大きな単位とは、受け止める側の人によって違ってくると思うのですが。

事 務 局： 「支えるための適切な規模の地域コミュニティ」という表現でいかがでしょうか。

会 長： では、その表現で変更してください。

事 務 局： では改めまして、総合計画策定に向けたスケジュール案に関してご説明させていただきます。資料6をご覧ください。本年8月3日の審議会から全3回の審議会にて基本計画案を審議いただきました。先日12月10日の王寺町議会の総務文教委員会にて10年間の基本構想と総合計画策定のスケジュールにつきまして報告させていただいております。基本計画案につきましては本日頂いたご意見をもとに修正のうえ基本構想と併せてなるべく早く、12月25日から1月16日の期間で住民の皆様にご意見をお聞きするパブリックコメントに入りたいと思っております。本日のご意見を踏まえました基本計画修正案につきましては、会長、副会長にお諮りして決定するという形でよろしいでしょうか。パブリックコメントが終了しましたら、1月28日に審議会を開催いただき、パブリックコメントの結果を報告させていただきますとともに会長から町長へ答申いただくという運びでスケジュールを考えております。その後、最終的には3月の町議会におきまして策定の報告をさせていただきたいと考えます。スケジュールについては以上です。

会 長： そのスケジュールでよろしいでしょうか。議会の議決はいらなくなっていますよね。

委 員： はい、その通りです。基本計画案について近日中に議会で報告してもらおう予定です。

会 長： 報告なのでパブリックコメントの前に議会にて報告でしょうか。

事 務 局： はい。パブリックコメントについては年内中に開始する予定です。

会 長： 本日は貴重なご議論頂きましてありがとうございます。いくつか一度お持ち帰りいただき、担当課と

調整するところもあるかと思えます。私では判断いたしかねる点もありますので、事務局と当職の判断に委ねていただけますでしょうか。本日の審議会を終了させていただきます。

6. 閉会

以上